

# 残業代を支払わないのは犯罪行為！

## 2017年3月度の相談状況

### 1. 労働相談の概況

#### 1) 相談者数・件数について

「資料1. 2017年 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

2017年3月の相談者数は64人で先月（64人）と同数、前年同月（51人）より増加しています。

相談項目数については、111件、一人あたり1.73件となっており、前年同月（80件）より増加しています。

#### 2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2017年 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

男性39人（60.9%）、女性25人（39.1%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、社員32人（50.0%）、社員以外31人（48.4%）となっています。

社員以外では、パートが18人（28.1%）、臨時6人（9.3%）、契約5人（7.8%）、嘱託2人（3.1%）です。

今回の相談者は正規労働者数と非正規労働者数をほぼ同数、男性労働者の相談数は女性労働者を上回っています。

#### 3) 業種別相談者数について

「資料2. 2017年3月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は、「小売業・飲食店」19人（29.7%）、「医療・福祉」13人（20.3%）、「その他サービス業」7人（10.9%）、「陸運・倉庫業」6人（9.4%）、「ビル管理・警備業」6人（9.4%）、「製造業」4人（6.3%）、今月も小売業・飲食店関係と医療・福祉関係の労働者からの相談が増えています。

#### 4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2017年3月 相談件数（業種別）より」

主相談項目別相談件数では全体で111件です。「労働時間関係」25件、「賃金関係」24件、「労働契約関係」16件、「保険・税関係」13件、「退職関係」7件、「雇用関係」6件、「安全衛生関係」6件、「差別関係」6件と続いています。

今回も、解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少し、残業代の未払いに関する相談、年次有給休暇に関する相談、就業規則、雇用契約に関する相談が増えているのが特徴です。

## 5) 違法率について

### 「資料 4. 2017 年 3 月 違法件数（業種別）より」

相談項目数のうち、違法件数 69 件、違反率は 62.2%で、前月とほぼ同数で違反率は高止まり状態です。今回は、残業代の未払い、年次有給休暇が取得出来ない、労働条件の一方的な不利益変更、雇用契約の内容を順守しないなどの違法行為が増えています。

「労働時間関係」19 件、「賃金関係」16 件、「労働契約関係」8 件、「雇用関係」5 件、「保険・税」5 件、「差別等」5 件と続きます。

## 2. 3 月の雇用情勢

今回は、解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少しているものの、残業代の未払い、年次有給休暇を取得出来ない、労働条件の一方的な不利益変更、雇用契約の内容を順守しないなどの違法行為が増えているのが特徴です。

解雇、雇止めの相談が減少している要因として、少子化による若手労働者の減少により、人出不足があり、使用者としては解雇どころか働き手を確保するのに苦労している実態があります。

従前の安い賃金での非正規雇用ではなく、賃金水準を引き上げ、正社員として雇用しないと働き手を確保することが困難になってきています。

一方では、解雇、雇止めするには合理的理由が求められるなど厳しい条件があり、訴訟等では使用者のほうがほとんど敗訴することから、いじめ、パワハラなどで労働者が自ら退職するように追い込む陰湿な手段が増えています。

この場合は、どこにも相談せず泣き寝入りする労働者が多いことから、あきらめないうちで、自分のみで判断するのではなく、必ず当さっぽろ労働相談センターに相談しましょう。

残業代の未払い、年次有給休暇（年休）が取得出来ないなどの労働基準法違反も相変わらず多い実態があります。

とりわけ残業代を支払わないことは、泥棒と同じであり、犯罪行為です。

パート労働者などは、自分たちに年休の権利はないと思い込んでいることがあります。使用者も年休について労働者に周知しないこともあって、せっかくの権利がはたせない状態となっています。

労働者を保護するために、いろいろな労働法があります。労働法について、すこしでも知識をつけていくことが、自分たちの権利を守ることになります。

労働基準法第 2 条では「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場におい

て決定すべきものである」、労働契約法第3条でも「労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものである」と定めています。

このように法律では、対等の立場において労働条件を決めることになっていますが、使われる立場ということで実際には力関係において、不利な条件を押し付けられるなど個人の労働者にとって極めて不利な状態となっています。

労働組合のない職場では、労働者と会社側が、労働条件や職場環境などを対等に話し合っただけで決める場面がありません。

その結果として、不当な解雇、賃金の未払い、労働条件の一方的な不利益変更、パワハラなど、様々な問題が日常的に起きています。

職場に労働組合をつくることによって、会社と労働者との個別の労使関係ではなく、会社と労働者の代表とが話し合うことで、労使が対等な立場で物事を決めることが可能となります。

誰もが安心して働き、暮らすためには労働組合が不可欠です。

労働組合をつくることは、難しいことではありません。労働組合結成には、当さつぽろ労働相談センターが責任をもってお手伝いをいたします。

一人でも誰でも加入できる個人加盟の労働組合もあります。

会社に対する不安、不満、問題が発生したときには、当さつぽろ労働相談センターに相談しましょう。

以上

#### 【項目別参考資料】

資料1. 「2017年 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

資料2. 「2017年3月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）より」

資料3. 「2017年3月 相談件数（業種別）より」

資料4. 「2017年3月 違法件数（業種別）より」